

平成26年度理窓博士会活動報告

平成26年度 第2回理窓博士会幹事会

日時：平成26年9月12日(金) 19:00～21:00

場所：神楽坂ポルタ7階 第三会議室

議題：博士会規定の変更・祝賀会について・新執行部・幹事について

第52回学位取得者祝賀会の実行委員会の開催

日時：5月19日(月) 16:30～18:00

場所：野田キャンパス 3号館2階 工業化学科会議室

議題：今後の準備、当日の分担やスケジュール、顔合わせ

平成26年度 第1回理窓博士会幹事会

日時：平成26年4月25日(金) 18:30～21:00

場所：東京理科大学ポルタ7階第3会議室

議題：・前回議事録(添付ファイル)の確認について・平成26年度学位新取得者記念講演会祝賀会の開催について・HCDの参加について・理窓博士会学術賞、功労賞について・理窓博士会会則の改定について・理窓博士会幹事会のお知らせ

平成26年度新年茶話会の手伝い

日時：平成26年1月11日(土) 11:30～

集合場所：ホテルメトロポリタンエドモント飯田橋

平成25年度理窓博士会幹事会(最終)

日時：平成25年12月4日(水) 18:00～20:00

場所：PORTA神楽坂6階 会議室1

議題：・前回議事録の確認・学術奨励賞の確認・理窓会代議員候補者の推薦について・DR会の改革案について・来年度祝賀会の日程について

平成25年度理窓博士会HCDミニ講演会

日時：平成25年10月27日(日) 10:00～16:30

場所：葛飾キャンパス 講義棟4階405教室

ミニ講演会 14:00～15:20

①塚本桓世 ②原田紀枝子

ポスター発表 ①富安博 ②小林裕子 ③宮本悦子 ④伊村芳郎

理窓博士会有志の開催

日時：平成25年10月27日(日) 18:00～21:00 (ホームカミングディ終了後)

場所：葛飾キャンパス

第51回学位新取得者記念講演会・祝賀会開催

日時：平成25年7月20日(土) 13:30～19:00

会場：葛飾キャンパス 記念講演会(講義棟101教室)・祝賀会(café IRIS)

東京理科大学理窓博士会会則改正新旧対照表

＜主な改正点＞

1. 会員資格について整理する。
2. 役員について整理する。
3. 部門を廃止する。
4. 総会の審議事項について付記する。
5. 議事録の公開について付記する。

[改正案]	[現行]
平成20年7月19日制定 平成26年9月27日改正	
〔総則〕 第1条 (右に同じ)	〔総則〕 第1条 本会は、東京理科大学理窓博士会 (理窓博士会)と呼び、事務所を東京 理科大学理窓会内に置く。
〔目的〕 第2条 (右に同じ)	〔目的〕 第2条 本会は、会員の研究発表、知識の交 換ならびに会員相互間の連絡提携の 場となり、学術の進歩普及と産業の発 展及び社会への貢献を通じて東京理 科大学の発展に寄与することを目的 とする。
〔事業〕 第3条 (右に同じ)	〔事業〕 第3条 本会は前条の目的を達成するため に次の事業を行なう。 (1) 学位取得者祝賀会の開催 (2) 「学術奨励賞」の選考会員相互の 情報交換と懇親 (3) 講演会・講習会等の開催 (4) 名簿とホームページの管理 (5) 機関誌・図書の発行 (6) 東京理科大学の発展に関する支 援 (7) その他
〔会員資格〕 第4条 <u>東京理科大学理窓会の会員で、学位 (博士)を有する者。</u> 2 <u>前項以外の者で、学位(博士)取得の 有無に拘わらず、幹事会が入会を認め た者。</u>	〔会員資格〕 第4条 <u>正会員は、東京物理学校、東京理科 大学、山口東京理科大学(短大を 含む)及び諏訪東京理科大学(短大を 含む)を卒業し、学位(博士)を取得 した者。</u> ② <u>特別会員(1)は、東京理科大学教員で 他大学にて博士号を取得した者、およ び他大学を卒業し東京理科大学で学 位を取得した者。</u> ③ <u>特別会員(2)は、博士号の取得の有無</u>

〔会費〕 第5条 会員は、別に定める年会費を納めるものとする。 〔役員の種類、選任等〕 第6条 本会に、次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 幹事 若干名 (3) 監査役 1名以上 2 役員は総会において選任する。 3 監査役は幹事を兼ねることはできない。 〔役員の職務等〕 第7条 会長は、本会を代表し、会務を統理する。 2 幹事は、本会の業務を執行する。 3 監査役は、幹事会に出席し、本会の業務執行及び会計の状況を監査し、総会において報告する。 〔役員の任期等〕 第8条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠又は増員によって就任した役員の任期は前任者又は現任者の残存期間とする。 2 役員は、再任できる。 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。 〔顧問〕 第9条 本会に、顧問を置くことができる。 2 顧問は、会長その他の役員の要請があるときは、幹事会に出席して意見を述べることができる。 〔監事〕 (削除) 〔部門〕	に拘らず、博士会に寄与し、幹事会がふさわしいと判断した者。 〔会費〕 第5条 正会員、特別会員(1)、特別会員(2)は、年会費 2,000 円を納めなければならない。 〔役員、顧問〕 第6条 本会には次の役員を置く。 会長 1名 副会長 1名 (ただし、幹事会において必要と認められたとき) 代表幹事 1名 事務局長 1名 ただし、複数名の副事務局長を置くことができる。 部門長 (幹事) 7名程度 ただし、各部門に複数名の部門委員を置くことができる 監事 2名 顧問 必要数 〔会長〕 第7条 会長は、本会を代表し、会務を統理する。 ②会長の任期は3年とし、再任は妨げない。 〔幹事〕 第8条 幹事は会長を補佐し、あらゆる行事の企画にあたる。 ② 任期は2年とし、再任を妨げない。 〔顧問〕 第9条 顧問は、会長その他の役員の諮問に応じ、また幹事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。 〔監事〕 第10条 監事は、民法第59条に定める職務を行う。 〔事務局〕 第11条 本会には、部門の総括をするために、事務局を置く。 ② 事務局には事務局長、事務局次長を置く。 ③ 事務局長、副事務局長の任期は2年とし、再任を妨げない。 〔部門〕
---	--

(削除) 〔総会〕 <u>第10条 総会は会長が招集する。</u> <u>2 通常総会は、毎年1回開催する。</u> <u>3 会長、幹事会又は監査役が必要と認めたときには、臨時総会を招集することができる。</u> 〔総会の審議事項〕 <u>第11条 総会は以下の事項について審議する。</u> (1) <u>会則の変更</u> (2) <u>事業計画及び収支予算ならびにその変更</u> (3) <u>事業報告及び収支決算報告</u> (4) <u>役員の選任又は解任に関すること</u> (5) <u>会員の入退会に関すること</u> (6) <u>年会費に関すること</u> (7) <u>その他、幹事会が総会に付すべき事項として議決した事項</u> 〔幹事会〕 <u>第12条 本会に幹事会を置く。</u> <u>2 幹事会は会長、幹事で構成する。</u> <u>3 幹事会は会長が招集し、議長を務める。</u> 〔幹事会の審議事項〕 <u>第13条 幹事会は次の事項を審議する。</u> (1) <u>総会に付議する事項</u> (2) <u>重要な会務の運営に関する事項</u> 〔議事録〕 <u>第14条 総会及び幹事会の議事録は、幹</u>	<u>第12条 本会には、以下の部問を置く。</u> 財務会計部門、 行事企画部門、 行事实行部門、 祝賀会部門、 名簿部門、 ホームページ部門、 生涯学習部門、 機関誌部門、 ② 各部門には、部門長、副部門長を置き、部門長は幹事会の幹事を務める。 ③ 各部門長（幹事）および副部門長の任期は2年とし、再任は妨げない。 ④ 各部門の活動については別に定める。 〔総会〕 <u>第15条 総会は、毎年1回7月に開く。</u> <u>② 総会は会長が招集する。</u> <u>③ 必要と認められたときには、臨時総会を招集することができる。</u> 〔幹事会〕 <u>第13条 本会に幹事会を置く。</u> ② 幹事会は会長、幹事（各部門長）、事務局で構成する。 ③ 幹事会は会長が招集する。 〔審議事項〕 <u>第14条 幹事会は次の事項を審議する。</u> (1) <u>総会に付議する事項</u> (2) <u>各部門の運営に関する事項</u> (3) <u>その他重要な会務の運営に関する事項</u>
--	---

<u>事会の承認を得た後、インターネット上の本会ホームページに公開する。</u> 〔会計〕 第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日とする。 〔会則の変更〕 第16条 この会則を変更するときは、総会の議決を経なければならない。 〔附則〕 この会則は、平成20年7月19日から施行する。 〔附則〕 1 <u>この会則は、平成26年9月27日から施行する。</u> 2 <u>施行の時点で既に会員であった者は、この会則の規定にかかわらず、会員資格を有するものとする。</u> 3 <u>施行の時点の役員の任期は、この会則の規定にかかわらず、就任時から平成26年の通常総会までとする。</u> 4 <u>本会の年会費額は、この会則の規定にかかわらず、2,000円とする。</u>	(4) <u>総会へ原案を報告する会計の承認</u> (5) <u>会長選挙</u> 〔会計〕 第16条 <u>本会の収支決算は、幹事会および総会の承認を受ける。</u> ② 本会の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日とする。 〔会則の変更〕 第17条 この会則を変更するときは、<u>幹事会の議決を経て、総会の議決を経なければならない。</u> 〔付則〕 この会則は、平成20年7月19日から施行する。(平成25年7月20日改訂)
---	--

<参考> 東京理科大学理窓会会則（抜粋）

〔会員資格〕 第5条 本会の会員は、次の通りとする。

1. 正会員

(ア) 東京理科大学、山口東京理科大学、東京物理学校を卒業、或いは修了した者

(イ) 東京理科大学、山口東京理科大学、東京物理学校に在学した者で、会員3名以上の推薦があり、常務委員会で承認を得て、所定の会費を納入した者

2. 準会員

東京理科大学、山口東京理科大学、諏訪東京理科大学に在学する者

3. 特別会員

学校法人東京理科大学の設置する学校の教職員および教職員であった者

4. 名誉会員

本会に特に功労があった者または学識経験者で、常務委員会によって推薦され、代議員総会で承認された者

5. 賛助会員

本会の目的に賛同し、別途細則によって定める賛助会費を納めた者

理窓博士会次期役員および顧問（案）

会長		
幡野純	40 理応物	
幹事		
原田紀枝子	38 理化	
西川英一	56 工電	工2電
兵庫 明	59 理工電	理工電情
鈴木智順	62 理工応生	理工応生
飯田洋市	H1 理数	諏訪経情
松田一郎	H3 理工電	理工電情
石垣 綾	H6 理工物	理工経工
長谷川幹雄	H7 基工電子	工電
永田 肇	H8 理工電情	理工電情
相馬央令子	H15 工2電	JAXA
梅澤雅和	H18 薬薬	総研
福田亜希子	H19 理数情	芝工大
榎本理恵	H20 理数情	理数情
監査役		
澤 芳昭	41 理2物	
顧問		
植木キク子	36 理物	
齊藤隆夫	46 理化	理化
池北雅彦	50 薬	理工応生
牧野公子	54 薬	薬
岡田紀夫	57 理数	理数
岡村総一郎	59 工電	理応物
井手本 康	59 理工工化	理工工化
田所誠	62 理化	理化
郡司天博	62 理工工化	理工工化

